

●農業に関する給付金・交付金のお知らせ

青年就農給付金

町では、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、平成25年度から農業を始める予定の人、または平成21年度から平成24年度までに申請しなかった人を対象に、次のとおり「青年就農給付金」の受給者を募集します。

●青年就農給付金「経営開始型」

【内容】
農業を始めてから経営が安定するまでの期間に給付するもの

【給付額】

150万円/年（最長5年間）

【対象者】

1 独立・自営就農時点の年齢が、原則45歳未満（平成21年4月以降の独立・自営就農が対象）

2 前年の所得が250万円未満（初年度除く）

【要件】

次の全ての要件を満たすこと
1 「人・農地プラン」に位置付けられること

2 自らの農地の所有権もしくは
は利用権（外部からの貸借

が過半）を有していること

3 主要な機械・施設を自ら所有・貸借していること

4 本人名義で生産物を出荷・取引していること

5 本人名義の通帳があり、売上や経費などの経営収支が自らの通帳・帳簿で管理していること

※「人・農地プラン」とは人と農地の問題を解決するための未来の設計図であり、今後、地域農業の中心となる経営体の位置付け、中心となる経営体への農地の集積などを地域の農業者の話し合いにより作成するプランです。

●青年就農給付金「準備型」

【内容】

県が指定した農業研修期間で研修を受ける場合、研修期間中に準備金を給付するもの

【給付額】

150万円/年（最長2年間）

※青年就農給付金には、上記に記載した以外にも条件や制限などがあります。詳しくはお問い合わせください。

▼受付期間

11月1日（木）～30日（金）

▼お問い合わせ先

町産業振興課

☎096・234・1176
（内線154）

✉kg206@town.kosa.lg.jp

環境保全型農業 直接支払交付金

環境保全型農業直接支払交付金とは、化学肥料・合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（支援の対象となる取組）に取り組む農業者などに対して、取組面積に応じて助成する制度です。

【対象者】

営農組合や特定の農業者

【要件】

・主作物（水稲、麦、大豆など）について、販売を目的として生産し、その作物のエコファーマー認定を受けていること

・農業環境規範に基づく点検を実施していること

※取組には原則エコファーマー認定が必要ですが、特例として、有機農業および営農組合での取り組みでは認定は不要です。詳しくはお問い合わせください。

【支援の対象となる取組例】

1 化学肥料・合成農薬を県の慣行から原則5割以上低減することに加え、次の組み合わせが必要です。

①カバークロップ（れんげなど）の作付けを主作物の前にする取り組み

②草生栽培（園地にイタリアなどの牧草を作付けする）の実施

③夏期たん水管理（野菜類の栽培の前後に2か月間の水田をたん水管理する）

④主作物の栽培前か後に堆肥を施用する取り組み（堆肥の量と成分で要件があり、堆肥の成分検査が必要です）

2 有機農業の取組（化学肥料・合成農薬を使用しないで主作物を栽培する取り組みです）

【交付単価】

10[㊦]あたり8,000円
①・④のみ10[㊦]あたり5,000円

▼申請期限

11月30日（金）

▼お問い合わせ先

町産業振興課

☎096・234・1176
（内線155）

✉kg206@town.kosa.lg.jp